

憲 法

(問 題)

2023 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名を記入してください。受験番号は正確に間違いに記入してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

問題（100 点）

A市は太平洋と東シナ海に挟まれたいくつかの島から構成されており、海岸線の風光明媚さで知られている。A市は観光促進の観点から、市内の島の海岸線のうち、観光客の遊歩に適する地区を市長が特定遊歩地区に指定し、指定された地区の海岸線の水際から 10 メートルについては、500 平方メートルを超える面積の土地の所有者・管理者は、原則として観光客等、他人の通行を認めなければならない旨の条例を制定した（下記「A市観光促進条例」参照）。なお、A市の海岸線に面する土地の大部分は、500 平方メートルを超える土地所有者によって所有・管理されている。

A市で建設業を営むXの所有する約 1000 平方メートルの土地も条例にもとづいて指定された特定遊歩地区内にあるが、Xは、この条例にはいくつかの点で違憲の疑いがあるとして市長の指定処分の取消しを求めることを考えている。

あなたはXの弁護士である。A市側が行うであろう主張をも勘案して、Xにどのような助言をすべきか、答えなさい。

〔参照〕

A市観光促進条例（全文）

第1条 この条例は、A市の風光明媚な景観を国内外に周知させることを通じてA市の観光業を促進し、もってA市の産業全体の活性化を図ることを目的とする。

第2条 市長は、市議会の設置する観光促進審議会の審議と答申を経て、A市の海岸線のうち、観光客の遊歩に適する地区を特定遊歩地区に指定することができる。

第3条 特定遊歩地区に含まれる 500 平方メートルを超える土地の所有者・管理者は、海岸線の水際から 10 メートルの土地を何人にも通行させなければならない。ただし、他人の通行を許すことにより、当該土地の所有権・管理権の行使が著しく侵害される事情がある場合は、この限りではない。

第4条 前条にもとづいて他人の所有・管理する土地の海岸線を通行する者は、所有者・管理者の生活の平穏を妨げる等、所有者・管理者にみだりに迷惑をかける行為をしてはならない。

第5条 第3条の規定に違反して他人の通行を妨げた者は、30 万円以下の罰金に処する。

第2項 第4条の規定に違反して、通行する土地の所有者・管理者にみだりに迷惑をかける行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

附則 この条例は、令和〇年4月1日から施行する。

〔以下余白〕

